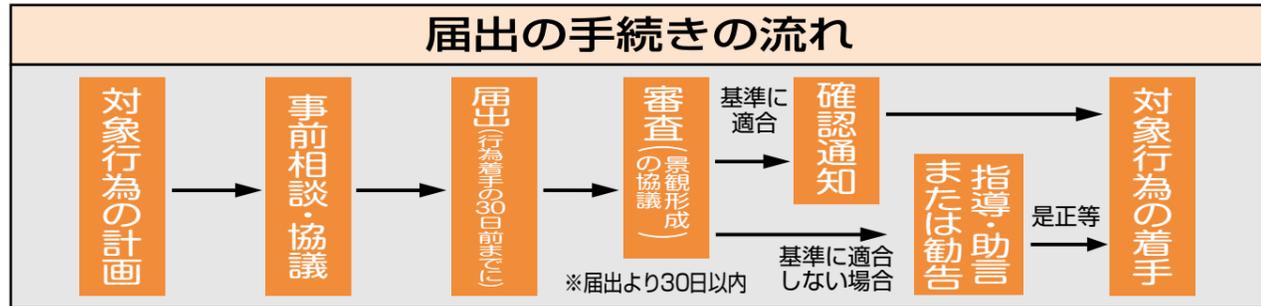


10月1日から新たな基準での景観対象行為の届出が必要となります。

良好な景観を保全・創出するためには長期的な取り組みが必要であり、良好な景観を形成する上で必要と考えられる一定の行為について基準を定めています。あらかじめ市へ届出が必要となる行為を【届出対象行為】といいます。

10月1日から届出対象行為の市への届出が義務付けられます。また、届出の行為が景観計画に適合しない場合、市は指導・助言または勧告を行うことができます。さらに、勧告に従わない場合、市はその旨を公表することができます。

※この届出をせず、または虚偽の届出をした場合などは、30万円以下の罰金に処す場合があります。



景観計画区域内における届出対象行為(景観形成地域を除く)

建築物の新築、増・改築、移転、外観を変更することとなる修繕・模様替えなど 都市計画区域内：高さ10mを超えるもの、または延床面積200㎡を超えるもの 都市計画区域外：高さ13mを超えるもの、または延床面積500㎡を超えるもの ※専ら自己の居住の用に供する一戸建ての住宅を除く
工作物の新設、増・改築、移転、外観を変更することとなる修繕・模様替えなど (例) 煙突、RC造・金属製の柱等、電波塔、高架水槽など 都市計画区域内：高さ10mを超えるもの、または築造面積1,000㎡を超えるもの 都市計画区域外：高さ13mを超えるもの、または築造面積1,000㎡を超えるもの
その他の行為 面積が10,000㎡(都市計画区域内は3,000㎡)を超える開発行為や土地の形質の変更 高さ4mまたは面積1,000㎡を超える廃棄物などの堆積 など

景観形成地域内における届出対象行為

建築物の新築、増・改築、移転、外観を変更することとなる修繕・模様替えなど 延床面積10㎡を超えるもの ※専ら自己の居住の用に供する一戸建ての住宅を含む
工作物の新設、増・改築、移転、外観を変更することとなる修繕・模様替えなど (例) 煙突、RC造・金属製の柱等、電波塔、高架水槽 など 高さ5mを超えるもの
その他の行為 面積が300㎡を超える開発行為や土地の形質の変更 高さ1.5mまたは面積100㎡を超える廃棄物などの堆積 樹高10mを超える木竹の伐採 など

※この他にも、届出対象行為となるもの、あるいは、適用除外となるものがあります。

「生け垣設置奨励金制度」についてのお知らせ

私たちの生活に潤いを与えてくれる緑。市では、景観政策の一環として、「生け垣設置奨励金制度」を設け、積極的に市内の緑化を進めています。

奨励金は、新しく生け垣を設置される方、または生け垣に改良するために既設のブロック塀などを除去される方に対して交付します。

奨励金を受けするためには、生け垣を設置する前に、市に申請が必要です。

- 対象地域／都市計画区域内(出雲、平田、多伎、湖陵、大社地域の各一部)の個人住宅。ただし、景観形成地域内(馬木北町、島根県立大学短期大学部出雲キャンパス周辺、リバーサイドタウン川西、神西湖周辺、宍道湖沿岸)では、店舗、工場、神社、寺院なども対象。
- 交付要件／生け垣は常緑樹で、公道に面し、外から見える部分の高さが1.2m以上で、樹木が概ね50cm間隔で植えてあり、3m以上の長さが必要です。
- 問合わせ先／建築住宅課(TEL21-6740)、各支所建設(産業建設)課

区分	区域	交付金額	交付限度額(30mが限度)
生け垣設置	景観形成地域	1mあたり 3,000円	90,000円
	その他の地域	※50cm間隔で植えた場合 1mあたり 2,000円	60,000円
生け垣設置に伴う既設の削除	対象地域全域	1mあたり 1,000円	30,000円

21世紀出雲の景観都市の創造を目指して

市では、出雲らしい個性的で魅力あるまちづくりを市民・事業者と市が協働で推進していくため「出雲市景観計画」を制定しました。今回は、この計画についてお知らせします。

出雲市は、海、山、川、湖など豊かな自然景観に恵まれるとともに、古くから「神話のふるさと」として知られており、全国的な知名度を誇る出雲大社など市内随所に歴史的・文化的景観が数多く存在しています。また、出雲平野に暮らす先人の知恵である築地松などの地域固有の農村景観、新たな商業集積や賑わい空間として着々と発展する都市景観などさまざまな景観資源を有しています。

これらの資源は、市の良好な景観を形成する上での貴重な財産です。今後もこれらの財産を守り、育て、創り、次世代に引き継いでいくためには、行政はもちろん、市民・事業者一人一人が景観に対する関心を高め、

豊かな自然景観を守り育てること、歴史・文化に息づく景観を伝えること、快適で魅力ある景観を創造することを意識しながら協働によるまちづくりを進めていくことが肝要です。

この計画では、「豊かな自然景観を守り育てる」「歴史と文化の息づく景観を伝える」「快適で魅力ある景観を創造する」という3つの基本目標を掲げ、市全域を計画の区域【景観計画区域】とし、良好な景観形成を図ることとしています。

また、既に良好な景観が形成されている地域を【景観形成地域】として指定し、細やかな景観形成上の基準を定め、重点的に景観形成を図っていきます。



出雲らしいまちづくりを進めるための景観創造

景観条例・景観計画を定めました

景観計画・届出対象行為については
 建築住宅課
 ☎21-6740